

## 裁判所の対応「合理的配慮を」

写真は裁判所合同庁舎。原発賠償関西訴訟の傍聴のため、大阪地裁に何回か訪れた。裁判所職員の傍聴者へのチェックが何かと厳しいので、腹が立つことも多い。そんなこともあり、標題の朝日新聞 11 月 22 日朝刊の記事に注目した。



リードから一車いすの使用者たちが今月、大阪高裁・地裁・簡裁（大阪市北区）に対し、裁判傍聴時の対応の改善を求める申入書を提出した。無遠慮なボディーチェック、補聴器の電源オフ、車いす用工具の持ち込み禁止一。実質的に傍聴を不可能にする求めもあった。障害者の、裁判を傍聴する権利を阻害していないか。「開かれた司法」を目指す裁判所にそんな疑問を投げかけたかたちだ。

申入書には、女性の車いす使用者が男性にボディーチェックをされた▽法廷内で補聴器が鳴音現象をおこしたため電源を切るよう言われた▽体調管理に必要な水分補給を介助者に求めたら職員に「私語をするな」と注意された一などの事例を列挙。「差別救済のための裁判所が障害者差別を繰り返すことはあってはならない」として、調査と解決策の回答を求めている。脳性まひのため電動車いすを使う大学非常勤講師の男性(39)=滋賀県=は、今年 6 月、裁判を傍聴しようと地裁がある合同庁舎に入ろうとしたところ、車いす備え付けの工具を外すように求められた。

健全者には平らにみえる庁舎の廊下や法廷の床も、車いすを振動させる凸凹だらけ。すぐにネジがゆるみビスが外れる。背もたれやひじ当てがわずかにゆがんでも体の負担になる。「修理に必要だ」と訴えたが、「武器として使われることもあり得る」として外された。複数の手荷物も外され、下着も取り出されたが、それを元の位置に戻してもくれなかった。

重い脳性まひの中田泰博さん(46)=豊中市=は今年 5 月、傍聴の抽選券を介助者と別々取るよう求められた。体調の異変に素早く対応するには介助者の存在は不可欠。傍聴を諦めろと言われたのに等しいと感じた。そのときは抗議して介助者の付き添いは許された。中田さんは、なんでも「決まりだから」と突っぱねるのではなく、障害者一人ひとりの声をもっと聞くべきだと感じている。「一切の説明が無い現状では、障害者差別解消法が義務づける『合理的配慮』などできるはずがない」

大阪地裁の担当者は朝日新聞の取材に「申し入れの内容を確認の上、適切に対応したい」と答えた。

(2018 年 11 月 26 日)